

令和 6 年度 6 月期恵庭市営住宅入居募集結果について

1. 募集住戸及び申込み結果

番号	団地名	形式	単身 入居	建物階層	エレ ベータ	家賃（円）	建築 年度
1	桜町団地 2号棟 202号	3LDK	不可	4階建 2階	×	21,200～41,600	H4
2	桜町団地 3号棟 304号	3LDK	不可	4階建 3階	×	22,200～43,500	H11
3	桜町団地 4号棟 206号	2DK	可	4階建 2階	×	16,100～31,700	H8
4	桜町団地 8号棟 203号	3LDK	不可	4階建 2階	×	21,700～42,600	H6
5	桜町団地 8号棟 404号	2DK	可	4階建 4階	×	16,000～31,400	H6
6	旭団地 3号棟 201号	3DK	可	5階建 2階	×	16,500～32,400	S53
7	旭団地 3号棟 206号	3DK	可	5階建 2階	×	16,500～32,400	S53
8	旭団地 3号棟 304号	3DK	可	5階建 3階	×	16,500～32,400	S53
9	旭団地 4号棟 405号	3DK	可	5階建 4階	×	16,800～33,000	S54
10	福住団地 1号棟 401号	3DK	可	4階建 4階	×	17,300～33,900	S56

※番号 3, 6, 7 は、高齢者世帯向け住宅

【高齢者世帯向け住宅】

以下に当てはまる世帯のみ申し込みができます。

- ・世帯全員が 60 歳以上
- ・60 歳以上の者及び次のいずれかに該当する者のみで入居しようとする世帯
配偶者（内縁関係の配偶者を含む）、18 歳未満の者、障害者手帳・療育手帳
を所持していないが、障害年金を受給している者

2. 周知方法 ①6月1日号「広報えにわ」の住宅情報にて掲載し周知しました。
 ②入居募集用予告ポスターを作成し、市役所本庁、島松支所、恵み野出張所に
 掲示しました。また、ポスターと共に、申請書及び案内書を配布しました。
 ③恵庭市ホームページに掲載しました。
 (②及び③の周知期間は、令和6年5月27日(月)～受付終了日まで)
3. 受付期間 令和6年6月6日(木)～6月12日(水)※土日祝日を除く
 午前9時から午後5時15分まで
 ※事前に申し出があった場合は午後7時まで可
4. 受付場所 市役所第2庁舎 3階 市営住宅課窓口
5. 抽選日時 令和6年6月28日(金)午前10時～
6. 抽選会場 市役所第2庁舎2階 大会議室
7. 入居日 令和6年8月1日(木)
8. 入居資格 ①現に住宅に困窮していることが明らかな方。
 ②市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
 ③現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。
 ④市税(市民税・国保税・固定資産税・軽自動車税)に滞納がないこと。
 ⑤市条例に定める収入基準に合致する方。
 決定家賃額については、入居者の所得に応じて算出した額とする。
 *前記1の募集住戸の家賃額については目安とする。
 ⑥その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員によ
 る不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。
9. 抽選立会 下記の順番で公開抽選会の立会いを行っています。
 令和6年度6月期公開抽選会(6月28日)の立会人として、後藤委員に
 お越しいただきました。

順番	氏 名	順番	氏 名
1 番	掛 水 美枝子	4 番	佐 藤 美代子
2 番	北 澤 征 夫	5 番	上 森 裕 子
3 番	後 藤 美 江	6 番	木 下 允

10. 受付者数

	日 中 (9時～17時15分)	夜 間 (17時15分～19時)	合 計
6月6日	5	0	5
6月7日	4	0	4
6月10日	8	0	8
6月11日	2	0	2
6月12日	1	0	1
追加	6	0	6
取下げ	△2	0	△2
却下	0	0	0
合 計	24	0	24

11. 高齢者向け住宅 募集3戸に対し、13世帯（延べ19世帯）の応募

※倍率 延べ世帯基準：平均6.3倍

抽選玉1つあたり当選確率：平均6.25%

12. 抽選結果 10戸のうち、9戸の入居が決定しました。

※1戸（桜8-404号）について当選者辞退、補欠者無しのため未決定。

13. その他 同じ申込者が複数の住戸にて当選または補欠となるケースがあるため、幅広く当選者・補欠者を選出する観点から、以下の取扱いについて検討。

案1. 当選者は以降の選考において補欠の選考から除外する。

※補欠となった後の選考で当選した場合に、従前の補欠を取り消すことはできない。

案2. 一つの住戸で補欠者となった者は、他の住戸において補欠の選考から除外する。

※第一選択・第二選択に優先順位は無いが、選考順で補欠となる住戸が決定してしまい申込者の希望と一致しない可能性がある。また、申込者が少ない住戸で補欠者を選考できない場合がある。